

幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町子育て支援センター条例 (平成13年9月14日 条例第20号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(事業内容)</p> <p>第3条 センターで行う事業の実施内容は、次の各号のとおりとする。 (1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(特別保育事業の利用の承認)</u> 第4条 略</p> <p><u>(特別保育事業の費用の負担)</u> 第5条 第3条第1項第3号及び第2項第1号による特別保育事業を利用する児童</p>	<p>○幕別町子育て支援センター条例 (平成13年9月14日 条例第20号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(事業内容)</p> <p>第3条 センターで行う事業の実施内容は、次の各号のとおりとする。<u>ただし、第6号の事業については、幕別子育て支援センターに限る。</u> (1)～(5) 略 (6) <u>乳児等通園支援事業</u> <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23号の規定に基づき、満3歳未満の乳児又は幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児の保護者の心身の状況及び生活の場を与え、当該乳児又は幼児の保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>(事業の利用の承認及び認定)</u> 第4条 略 <u>2 前条第1項第6号による乳児等通園支援事業を利用しようとする児童の保護者は、あらかじめ子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の15の規定に基づく認定を受けなければならない。</u></p> <p><u>(事業の費用負担)</u> 第5条 第3条第1項第3号及び第2項第1号による特別保育事業並びに同条第1</p>

現 行 条 例

の保護者は、特別保育事業に要する費用として、別表に定める額を負担しなければならない。

2 略

第6条 略

別表（第5条関係）

区分	料金	
特別保育料	1人1時間当たり	300円
給食費	1人1食当たり	200円
間食費	1人1食当たり	100円

改 正 条 例

項第6号による乳児等通園支援事業を利用する児童の保護者は、事業に要する費用として、別表に定める額を負担しなければならない。

2 略

第6条 略

別表（第5条関係）

区分	料金	
特別保育料	1人1時間当たり	300円
<u>乳児等通園支援事業利用料</u>	<u>1人1時間当たり</u>	<u>300円</u>
給食費	1人1食当たり	200円
間食費	1人1食当たり	100円